

2 1 緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の更なる充実に係る提言

ロシアによるウクライナへの侵略や、北朝鮮による弾道ミサイルの発射による挑発行為など、緊迫度を高める国際情勢を受け、全国知事会では、令和4年5月25日、国民保護の充実に係る緊急提言を行った。

その後においても、ロシアによるウクライナ侵略は止む気配はなく、また、北朝鮮においては、我が国への直接的な飛来が懸念されるような弾道ミサイルの発射をはじめ、国際社会の自制を求める意見を無視し、衛星と称する弾道ミサイルの発射を強行するなど、挑発行為がエスカレートしている。特に、本年6月15日に北朝鮮が発射した弾道ミサイルは、わが国のEEZ内の好漁場である大和堆付近に落下したものとみられ、操業中の漁船が被弾する可能性もあった。

こうした緊迫度を増す国際情勢の中、国民の不安は高まっており、万一の事態に備えた国民保護の充実は、依然として喫緊の重要課題である。

については、国において、昨年5月の提言に加え、次の対策を講じるよう強く求める。

- 1 北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図り、特に北朝鮮による弾道ミサイルの発射時には、我が国へ特段の影響を及ぼすおそれがないと認められる場合も含め、迅速な情報提供に一層努めること。
- 2 操業中の漁船に対し、近傍にミサイルが飛来する危険が及ぶと見込まれる場合には、即時、その情報を伝達する仕組みの導入に向けて早急に検討すること。
また、海上でミサイル等により、万一自国民・自国船が被災した場合の救援救出等も含め、EEZ内におけるわが国の国民の保護について、万全の対策を講じるよう、政府一丸となって検討すること。
- 3 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、都道府県による民間施設の指定が進むよう、国から民間団体への働きかけをより一層強化すること。併せて、施設管理者に負担が生じないよう、事故や損害発生時の責任や補償について、国のQ&Aを含め、補償に関する規定がないため、統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。

また、避難を含む国民保護措置の事務が法定受託事務であることを

踏まえ、避難施設の表示を導入する場合は、全国で統一的に整備されるよう、国が財政負担を行うとともに、詳細な整備や設置基準を定めること。さらに、表示の設置について施設管理者や国民の理解と協力が得られるよう、国が主導し、施設管理者や国民への周知を徹底し、混乱回避に努めること。

- 4 国際情勢が緊迫する中、国民への適切な情報発信に努めるとともに、国民保護措置や訓練の重要性、状況に応じた具体的な避難方法について、国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。

特に、対応の暇がない弾道ミサイルの発射時の安全確保行動に関して、Jアラート発令時の対象エリアの住民の避難行動等を検証し、普及啓発を徹底すること。その際、国がQ&Aで示す「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難する」との考え方及び方針について、緊急時に民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針等に明示するとともに、周知を徹底すること。また、避難施設の表示を導入する場合は、施設の表示の有無によって、緊急時の避難を躊躇うことがないよう、丁寧な普及啓発を行うこと。

- 5 Jアラートの訂正等により国民に混乱が生じないように、情報収集・解析精度の更なる向上に努めること。
- 6 昨今の国際情勢を踏まえ、将来的な核シェルターの整備も含めた実効性のある避難施設のあり方について検討すること。
- 7 改正個人情報保護法に基づく「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が公表されたことを踏まえ、国民保護における安否不明者、死者、行方不明者の氏名等公表の考え方を示すこと。
- 8 武力攻撃災害による被災者支援について、海外の被災事例などを踏まえ、被災者生活再建支援を含めた、支援策のあり方を検討、整理すること。